

検討委員会運営に関する確認事項

1. 会議時間について

- ・ 原則として、1回の会議について概ね2時間程度とする。

2. 会議情報の公開について

(1) 会議及び会議録の公開

- ・ 会議及び会議録については、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」及び「上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」に基づき、原則として公開する。

(2) 委員名簿の公開

- ・ 委員名簿は公開するものとする。名簿には、名前、委員区分を記載し、さらに委員会の役職名（委員長、副委員長）を記載する。

(3) 会議録の公開方法

- ・ 会議資料は、原則として会議終了後、市のホームページで公開する。
- ・ 議事録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成後、委員長の確認を経て、会議資料と同様の方法により公開する。
- ・ なお、発言者の委員名についても公開する。

3. 議事の進め方

- ・ 議事は、委員個人の意見ではなく、合議により検討委員会としての全体意見を集約しながら進める。運営上の確認事項が生じた場合は、委員長は検討委員会に諮って決定する。
- ・ 各委員の発言時間を十分確保しながら、効率的・効果的な会議とするため、事務局は事前に資料を提供するとともに、簡潔に説明するように努める。